

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(高潮災害編)

平成29年9月

紋別市

目 次

1	避難勧告等の対象とする高潮災害	1
2	避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域	1
3	避難勧告等を判断する情報	2
4	避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	3
5	避難勧告等の発令の判断基準	4
6	避難勧告等の解除の判断基準	4
7	助言を求めることのできる機関	5
8	避難勧告等の伝達方法	5
9	避難勧告等の伝達文	6～7

1 避難勧告等の対象とする高潮災害

<対象（立ち退き避難が必要な災害事象）>

- ① 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす浸水が予想される場合
- ② 平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ③ 地下・半地下に氾濫した水が流入することが予想される場合
- ④ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続することが予想される場合

2 避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域

高潮災害で避難勧告等の対象となる区域は、紋別市地域防災計画付属資料5－2「津波災害に関する避難先」に記載の避難勧告等対象地区とする。

また、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が隣接家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防等に隣接する家屋）等。
- 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲
 - ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを越える区域の平屋家屋
 - ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを越える区域の2階建て家屋
 - ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立ち退き避難をする）
 - ・ 建物の地下部分
 - ・ 下水道工事等、地下の作業区域

3 避難勧告等を判断する情報

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	≪気象庁HP≫ http://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/PW必要)
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台で適時発表される。	≪気象庁HP≫ ≪防災情報提供システム≫
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁HP≫ ≪防災情報提供システム≫
暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	
波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
高潮注意報	気象庁	高潮に対する注意を呼びかける。また、潮位が警報基準に達すると予想される場合には、達する6～12時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される。	≪気象庁HP≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/
高潮警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁HP≫ ≪防災情報提供システム≫
高潮特別警報	気象庁	予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁HP≫ ≪防災情報提供システム≫
潮位観測情報	気象庁	3日間（昨日・今日・明日）又は1日毎の実測潮位及び予測潮位（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示。	≪気象庁HP≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪防災情報提供センター（国土交通省）≫ http://www.mlit.go.jp/saigai/bo-saijoho/

4 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> ・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。)
避難勧告	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動)をとる。
避難指示 (緊急)	市町村が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。

5 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区
避難準備・高齢者等避難開始	<p>高潮注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 警報に切り替える可能性が言及され、かつ、各種気象情報等において波浪等の影響により被害が想定される場合</p> <p>② 台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合。</p>	<p>紋別市地域防災計画 付属資料 5-2「津波災害に関する避難先」に記載の避難勧告対象地区</p>
避難勧告	<p>① 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>② 高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合（実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考）</p> <p>③ 高潮注意報が発表されており、当該注意報から警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合（暴風により避難が困難となる前に発令する）</p> <p>④ 「中心気圧が930hPa以下又は最大風速が50m/s以上」級の台風や同程度の温帯低気圧が接近、又は上陸の24時間程度前から特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報等により周知された場合</p>	
避難指示（緊急）	<p>① 潮位が高潮警報基準に達し、かつ、波浪警報が発表され被害が発生するおそれが予想される場合</p> <p>② 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>③ 水門、陸閘の異常（水門、陸閘を閉めなければいけない状況で、閉まらない場合等）が確認された場合</p> <p>④ 異常な越波・越流が発生した場合</p>	

6 避難勧告等の解除の判断基準

- ① 当該地域の高潮警報が解除された段階
- ② 浸水被害が発生した場合においては、住宅地等での浸水が解消した段階

7 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
網走地方気象台 0152-44-6891 (休日・夜間：0152-43-4348)	・気象、地象、水象に関する事。
網走開発建設部治水課 0152-44-6470	・災害対策用機材等の支援に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課 0152-41-0625	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。
北海道開発局紋別港湾事務所 0158-23-5281	・海岸施設等に関する事

8 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	ホームページ	PCユーザー等	
	緊急速報メール	対象エリアの住民等	
	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者	
	広報車	住民等（巡回ルート）	
	電話又はFAX	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署	
紋別地区消防組合 消防署	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話又はFAX	消防団（個別伝達）	
保健福祉部	電話又はFAX	要配慮者施設	
教育委員会	電話又はFAX	学校等	

9 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- 〇時〇分の気象庁発表の台風情報により、台風〇号の暴風域は〇時間以内に紋別市にかかり、最大潮位が〇. 〇mと予想されたため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 当該地域にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）に避難してください。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- 高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇町〇〇丁目の方は、直ちに指定緊急避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- 高潮による浸水被害が発生するおそれがあるため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの高い建築物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- 現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇町〇〇丁目を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。

(4) 緊急速報メールの文例

紋別市：避難勧告

〇〇／〇〇 〇〇：〇〇

地区：〇〇町〇〇丁目

指定緊急避難場所：〇〇小学校、〇〇会館

理由：高潮のおそれ

備考：〇〇町〇〇丁目にお住まいの方は、直ちに指定緊急避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(高潮災害編)

作成：紋別市総務部庶務課
(危機対策担当)

TEL 0158-24-2111 (内線 207)